

# 社団法人 国際せきずい損傷リハビリテーション協会

## リーサイ Re-SCI会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、社団法人 国際せきずい損傷リハビリテーション協会（以下、「当協会」という）が設置する Re-SCI 会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって脊髄損傷者ならびにその関係者や外部関係者の当協会に対する協力・理解を高めることにより、当協会の事業活動の推進に資することを目的とする。

### (Re-SCI 会員に対する事業)

第2条 当協会は、第1条の目的を達成するため、Re-SCI 会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 当協会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 当協会主催による各種イベント・セミナー・シンポジウムへの優待
- (3) 法人・団体向け広告受託事業
- (4) 法人・団体向けモニタリング・アンケート受託事業
- (5) 法人・団体向け研究・調査結果の提供
- (6) J 会員・特別会員向け J-Workout 利用料特別割引の提供
- (7) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

#### 第3条 個人会員

- (1) 個人会員は当協会の趣旨に賛同し、当協会の目的及び事業の円滑な実施に協力しようとする個人とする。
- (2) 個人会員は J 会員 (J-Workout 会員) と一般会員とする。
- (3) 16 歳未満の入会希望者は保護者と共に入会するものとする。

#### 2 団体会員

団体会員は当協会の趣旨に賛同し、当協会の目的及び事業の円滑な実施に協力しようとする団体(社団・財団・NPO・その他公益法人団体・個人事業主)とする。

#### 3 法人会員

法人会員は当協会の趣旨に賛同し、に協力しようとする法人とする。

#### 4 特別会員

- (1) 当協会は特別会員を置くことが出来る。
- (2) 特別会員は当協会の趣旨に賛同し、当協会の目的及び事業の円滑な実施に設立時(第1期)から協力した個人の中から代表理事の推薦により総会にて決定する。

### (入会)

第4条 Re-SCI 会員たる資格を有する者は、当協会所定の申込用紙に必要事項を記入の上、当協会代表理事の承諾を得て、入会するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

3 Re-SCI 会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

### (会費)

第5条 Re-SCI 会員は、法人・団体・個人・特別会員によって、それぞれ定められた年会費を納入するものとする。

2 年会費の額は、法人・団体・個人によって次のとおりとする。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 法人      | 120,000円              |
| (2) 団体      | 30,000円               |
| (3) 個人 J 会員 | 12,000円 / 一般会員 6,000円 |
| (4) 特別      | 6,000円                |

3 但し、初年度は無料とする。

4 毎年度当初に当協会からの請求に基づき納入するものとする。

5 年度の始まる年の4月2日に満15歳以下の個人会員は無料とする。

### (Re-SCI 会員の資格期間)

第6条 入会申込後、入会金を納入した月を入会月とする。

2 毎年10月までの年度を単位とする。

3 退会の申し出がない限り、毎年度自動更新とする。

### (休会)

第7条 休会しようとする会員は、休会事由を記入した休会届を当協会代表理事に提出し承認を受ける。休会期間は1年以内とし、休会中は会員サービスを受けられない。

### (退会)

第8条 Re-SCI 会員が退会しようとするときは、あらかじめ当協会代表理事に届出て退会するものとする。

2 既に年会費を納めた会員が途中で退会するときの返金は行わない。

3 退会の日から1年以内に再入会を希望する場合は、入会金を必要としない。

### (除名)

第9条 当協会は、次の各号の一に該当する Re-SCI 会員を除名することができる。

- (1) 当協会の事業を妨げ又は妨げようとした Re-SCI 会員
- (2) 会費の納入を怠った Re-SCI 会員
- (3) 故意又は重大な過失により、当協会の信用を失わせるような行為をした Re-SCI 会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした Re-SCI 会員
- (5) その他、理事会によって相応しくないと判断された Re-SCI 会員

### (禁止行為)

第10条 Re-SCI 会員は当協会から受けるサービスにあたり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) Re-SCI 会員が受けることのできる権利を金銭目的で第三者に譲り渡す行為
- (2) 当協会の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為若しくは侵害する恐れのある行為
- (3) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為若しくは侵害する恐れのある行為
- (4) 他の Re-SCI 会員を特定の宗教団体若しくは政治団体等への勧誘を目的とする行為
- (5) その他、当協会が不適切と判断する行為

### (免責事項)

第11条 当協会が提供するサービスの利用に起因して、Re-SCI 会員同士あるいは Re-SCI 会員と第三者間で紛争が発生した場合には、当該者の責任と費用をもって解決するものとし、当協会はいかなる責任も負わないものとする。

### (損害賠償)

第12条 Re-SCI 会員が本規約に違反し当協会に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負うものとする。

### (改訂)

第13条 当協会は、Re-SCI 会員への任意の方法による通知をもって本規約を改定することができるものとする。改訂後も、関係する一切の關係に適用されるものとする。

### (準拠法及び管轄裁判所)

第14条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

2 当協会と Re-SCI 会員との間に問題が生じた場合は、当協会と Re-SCI 会員とで誠意をもって協議するものとする。

3 問題が協議によって解決できない場合には、東京地方裁判所を専属管轄とする裁判によって解決するものとする

### (その他)

第15条 Re-SCI 会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

### 付則

この規約は平成22年10月31日に改定し、平成22年11月1日より施行する。